

寒河江市美術館企画展事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地元に関係した価値の高い美術品を展示する機会を提供し、芸術文化の振興を図るため、寒河江市美術館市民ギャラリー（以下「市民ギャラリー」という。）を会場として実施する寒河江市美術館企画展事業（以下「企画展」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(実施対象者の推薦)

第2条 寒河江市教育委員会（以下「委員会」という。）は、次に掲げる企画展を実施する者（以下「実施者」という。）との共催により、企画展を実施するものとする。

- (1) 寒河江市美術館運営委員会要綱（平成21年2月10日制定）で定める寒河江市美術館運営委員（以下「市美術館運営委員」という。）が推薦する者
- (2) 公募による者
- (3) 委員会が推薦する者

(企画展の内容)

第3条 企画展の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 展示会場は、市民ギャラリーC、D又はEとする。
- (2) 企画展の期間は、委員会が策定した年間計画に基づき決定する。ただし、委員会が特別な理由があると認めるときは、この限りでない。
- (3) 展示会場の使用料は、免除する。
- (4) 企画展の実施に伴い、委員会、実施者又は第三者に損害が及んだ場合、その損害に対する賠償を含む責は実施者が負う。ただし、その損害のうち委員会の責に負うべき理由により生じたものについては、委員会がこれを負担する。

(実施対象者の要件)

第4条 実施者は、次の各号のいずれかに該当するものとする。ただし、第2条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、この限りでない。

- (1) 市民又は市出身者で、県又は全国規模の公募展に入賞歴を持つ者
- (2) 半数以上が市民又は市出身者で構成される芸術・文化団体
- (3) 市内の地域と関わりが深い芸術・文化活動をしている個人又は団体

2 次の各号のいずれかに該当する実施者については、除外するものとする。

- (1) 営利を目的とする作品展示会
- (2) 入場者を限定する作品展示会
- (3) 宗教的又は政治的な宣伝意図を有する作品展示会
- (4) 特定の企業名等を作品展示名に付する作品展示会
- (5) 寄附を目的にする作品展示会

(申請の手続き)

第5条 実施者は、寒河江市美術館企画展事業申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添付して、実施しようとする日の1月前の日(その日が土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までの日のときは直前の開庁日。)までに教育長に提出しなければならない。ただし、教育長が特別な理由があると認めるときは、教育長が別に定める日まで申請するものとする。

- (1) 事業計画書(様式第2号)
- (2) その他委員会が必要と認める書類

(申請内容の審査)

第6条 教育長は、前条に規定する申請があった場合は、寒河江市美術館運営委員会に当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じた調査等(以下「審査等」という。)を行わせるものとする。ただし、第2条第1項第1号又は第3号に該当する場合は、省略することができる。

2 教育長が特別な理由があると認めるときは、前項に規定する審査等を書面会議に代えることができるものとする。

(審査結果の通知)

第7条 教育長は、前条第1項に規定する審査等により、当該申請に係る企画展の実施を許可したときは寒河江市美術館企画展事業決定通知書（様式第3号）により、不許可としたときは寒河江市美術館企画展事業却下通知書（様式第4号）により実施者に通知するものとする。

(決定内容の変更、中止又は取消の申請)

第8条 前条に規定する決定を受けた後、当該企画展の変更又は中止をしようとする場合は、速やかに寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添付して教育長に提出し、あらかじめ承認を受けなければならない。

(1) 変更事業計画書（様式第6号）

(2) その他委員会が必要と認める書類

2 教育長は、審査等により、前項の申請に係る企画展の変更又は中止を許可したときは寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認決定通知書（様式第7号）により、不許可としたときは寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認却下通知書（様式第8号）により実施者に通知するものとする。

3 前項の審査等については、第5条の申請手続きの際に行われる審査等を準用するものとする。

4 教育長は、前条に規定する決定を受けた実施者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その決定を取消し、寒河江市美術館企画展事業決定取消通知書（様式第9号）により実施者に通知するものとする。

(1) 虚偽その他不正な手段により決定を受けたとき。

(2) この要綱に反したとき。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年8月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

寒河江市教育長 様

申請者 住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名
電 話 番 号

寒河江市美術館企画展事業申請書

寒河江市美術館企画展事業実施要綱第5条の規定に基づき、市民ギャラリーにおいて展示会を実施したいので、下記のとおり申請します。

記

実施対象者の推薦区分	1 市美術館運営委員の推薦者 2 公募者 3 委員会の推薦者
事業計画書（様式第2号）	別紙のとおり

様式第2号（第5条関係）

事業計画書

企画展の名称	
開催年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	1 市民ギャラリーC 2 市民ギャラリーD 3 市民ギャラリーE
主な展示作品及び 展示予定点数	

注 チラシなど説明のための参考資料がある場合は、添付してください。

様式第3号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育長

㊟

寒河江市美術館企画展事業決定通知書

年 月 日付で申請ありましたこのことについては、次のとおり決定しましたので、寒河江市美術館企画展事業実施要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 企画展の名称
- 2 開催年月日
- 3 開催場所

当該事業の変更又は中止について承認を受けようとする実施者は、寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認申請書（様式第5号）を教育長に提出し、あらかじめ承認を受けなければなりません。

様式第4号（第7条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育長

㊟

寒河江市美術館企画展事業却下通知書

年 月 日付で申請ありましたこのことについては、次のとおり却下しましたので、寒河江市美術館企画展事業実施要綱第7条の規定に基づき通知します。

記

- 1 企画展の名称
- 2 開催年月日
- 3 開催場所
- 4 却下理由

様式第5号（第8条関係）

年 月 日

寒河江市教育長 様

申請者 住所又は所在地
団 体 名
氏名又は代表者名
電 話 番 号

寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認申請書

年 月 日付 第 号で決定通知があった寒河江市美術館企画展事業の計画について、下記のとおり（変更・中止）したいので、寒河江市美術館企画展事業実施要綱第8条第1項の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

変更事業計画書（様式第6号）	別紙のとおり
----------------	--------

様式第6号（第8条関係）

変更事業計画書

【変更前】

企画展の名称	
開催年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	1 市民ギャラリーC 2 市民ギャラリーD 3 市民ギャラリーE
主な展示作品及び 展示予定点数	

【変更後】

企画展の名称	
開催年月日	年 月 日（ ）から 年 月 日（ ）まで
開催場所	1 市民ギャラリーC 2 市民ギャラリーD 3 市民ギャラリーE
主な展示作品及び 展示予定点数	

【中止】

中止する理由	
--------	--

注 説明のための参考資料がある場合は、添付してください。

様式第7号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育長

㊟

寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認決定通知書

年 月 日付で申請ありましたこのことについては、次のとおり決定しましたので、寒河江市美術館企画展事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 企画展の名称
- 2 変更承認内容

様式第8号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育長

㊟

寒河江市美術館企画展事業（変更・中止）承認却下通知書

年 月 日付で申請ありましたこのことについては、次のとおり却下しましたので、寒河江市美術館企画展事業実施要綱第8条第2項の規定に基づき通知します。

記

- 1 企画展の名称
- 2 変更申請内容
- 3 却下理由

様式第9号（第8条関係）

第 号
年 月 日

様

寒河江市教育長

㊟

寒河江市美術館企画展事業決定取消通知書

年 月 日付 第 号で決定しました下記の事業については、寒河江市美術館企画展事業実施要綱第8条第4項の規定に基づき決定を取消します。

記

- 1 企画展の名称
- 2 取消理由